



平成 31 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 藤 田 観 光 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 瀬 川 章
(コード番号：9722 東証第一部)
問合せ先 取 締 役 管 理 グ ル ー プ 長 和 久 利 尚 志
(TEL (03)5981-7700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 31 年 2 月 14 日開催の取締役会におきまして、平成 31 年 3 月 27 日開催予定の当社第 86 回定時株主総会に、定款の一部変更について、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、平成 13 年に執行役員制度を導入し、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を取締役会がおこなうことで、経営の透明性と効率性の向上に取り組んでまいりました。

今般、取締役会の監督機能のさらなる強化のために、定款上においても、業務執行の最高責任者である社長、およびその他の役位は執行役員としての役位であることを明確にし、取締役内の役位を定めた規定の削除、および執行役員の中から社長を選定する旨の規定を新設し、これに関連する規定の文言の修正・削除、条文の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

定款変更案の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 31 年 3 月 27 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 31 年 3 月 27 日 (予定)

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第16条 株主総会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役<u>社長</u>に事故があるときは、予め取締役会で定め<u>るところ</u>により他の取締役がこれに当たる。	(招集権者および議長) 第16条 株主総会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役<u>兼社長執行役員</u>がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役<u>兼社長執行役員</u>に欠員または事故があるときは、予め取締役会で定め<u>た順序</u>により他の取締役がこれに当たる。
(代表取締役および役付取締役) 第23条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 <u>2. 当会社は、取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要により取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u>	(代表取締役) 第23条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 <u>(2. 削除)</u>
<新設>	(執行役員) <u>第24条</u> <u>執行役員は、取締役会の決議により選任する。</u> <u>2. 取締役会は、その決議により、執行役員のなかから社長執行役員を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。</u>
第24条 ～ 第45条 <条文省略>	第25条 ～ 第46条 <現行どおり>